

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書						
【提出先】	関東財務局長						
【提出日】	2020年3月3日						
【会社名】	株式会社ハイパー						
【英訳名】	HYPER Inc.						
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 玉田 宏一						
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号						
【電話番号】	03-6855-8180(代表)						
【事務連絡者氏名】	取締役 田邊 浩明						
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号						
【電話番号】	03-6855-8180(代表)						
【事務連絡者氏名】	取締役 田邊 浩明						
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式						
【届出の対象とした募集(売出)金額】	<table border="0"> <tr> <td>一般募集</td> <td>99,930,000円</td> </tr> <tr> <td>引受人の買取引受けによる売出し</td> <td>57,970,000円</td> </tr> <tr> <td>オーバーアロットメントによる売出し</td> <td>24,505,500円</td> </tr> </table> <p>(注)1. 募集金額は、発行価額の総額であり、2020年2月21日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>2. 売出金額は、売出価額の総額であり、2020年2月21日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p>	一般募集	99,930,000円	引受人の買取引受けによる売出し	57,970,000円	オーバーアロットメントによる売出し	24,505,500円
一般募集	99,930,000円						
引受人の買取引受けによる売出し	57,970,000円						
オーバーアロットメントによる売出し	24,505,500円						
【安定操作に関する事項】	<p>1. 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。</p> <p>2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。</p>						
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)						

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	200,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2020年3月3日(火)開催の取締役会決議によります。

- 本募集(以下、「一般募集」という。)及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に伴い、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である株式会社SBI証券が当社株主から46,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、2020年3月3日(火)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式46,500株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

2020年3月10日(火)から2020年3月12日(木)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	200,000株	99,930,000	49,965,000
計(総発行株式)	200,000株	99,930,000	49,965,000

(注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

- 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、2020年2月21日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1.2.	未定 (注)1.	100株	自 2020年3月13日(金) 至 2020年3月17日(火) (注)3.	1株につき発行価格と同一の金額	2020年3月23日(月)

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況を勘案した上で、2020年3月10日(火)から2020年3月12日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.hyperpc.co.jp/ir/>) (以下、「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で2020年3月6日(金)から2020年3月12日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、2020年3月10日(火)から2020年3月12日(木)までの間のいずれかを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が2020年3月10日(火)の場合、申込期間は「自 2020年3月11日(水) 至 2020年3月13日(金)」

発行価格等決定日が2020年3月11日(水)の場合、申込期間は「自 2020年3月12日(木) 至 2020年3月16日(月)」

発行価格等決定日が2020年3月12日(木)の場合、上記申込期間のとおりとなりますのでご注意下さい。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6. 申込証拠金には、利息をつけません。

7. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄記載の引受人の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社横浜銀行 東京支店	東京都中央区日本橋二丁目7番1号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	169,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。
ちばぎん証券株式会社	千葉県千葉市中央区中央二丁目5番1号	31,000	ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
計	-	200,000	-

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
99,930,000	10,000,000	89,930,000

- (注) 1. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
2. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、2020年2月21日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額89,930,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限22,769,475円と合わせた手取概算額合計上限112,699,475円について、運転資金に充当する予定であります。具体的には以下を予定しています。

ITサービス事業において、販売機会の確保と収益力向上を目指して当社の強みである在庫販売戦略を強化するため、年度末に向けたパソコンや周辺機器など売れ筋商品の在庫積み増し資金として112,699千円を充当(2020年12月期:112,699千円)

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

- (注) 後記「第三部 追完情報 1 事業等のリスクについて (追加事項) 資金使途について」をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)】

2020年3月10日(火)から2020年3月12日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	110,000株	57,970,000	東京都八王子市 遠藤 孝 110,000株

- (注) 1. 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案した上で、株式会社SBI証券がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
2. 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
3. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 売出価額の総額は、2020年2月21日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)】

売出価格(円)	引受価額(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1. 2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注) 1. 2.	自 2020年3月13日(金) 至 2020年3月17日(火) (注) 3.	100株	1株につき売出価格と同一の金額	右記金融商品取引業者の本店及び営業所	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券	(注) 4.

- (注) 1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況を勘案した上で、2020年3月10日(火)から2020年3月12日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.hyperpc.co.jp/ir/>)(新聞等)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含ま

れる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 前記「1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 株式の受渡期日は、2020年3月24日(火)となります。

申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で2020年3月6日(金)から2020年3月12日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、2020年3月10日(火)から2020年3月12日(木)までの間のいずれかを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が2020年3月10日(火)の場合、申込期間は「自 2020年3月11日(水) 至 2020年3月13日(金)」

発行価格等決定日が2020年3月11日(水)の場合、申込期間は「自 2020年3月12日(木) 至 2020年3月16日(月)」

発行価格等決定日が2020年3月12日(木)の場合、上記申込期間のとおりとなりますのでご注意ください。

4. 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
株式会社SBI証券	110,000株

5. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6. 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7. 申込証拠金には、利息をつけません。

8. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	46,500株	24,505,500	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券

(注)1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹会社である株式会社SBI証券が当社株主から46,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]

<https://www.hyperpc.co.jp/ir/>)(新聞等)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されず。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 売出価額の総額は、2020年2月21日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注)1.	自 2020年3月13日(金) 至 2020年3月17日(火) (注)1.	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	株式会社SBI 証券の本店及び 営業所	-	-

(注)1. 株式の受渡期日は、2020年3月24日(火)となります。

売出価格、申込期間については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」において決定される売出価格、申込期間とそれぞれ同一とします。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3. 申込証拠金には、利息をつけません。

4. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所における市場変更について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日(2020年3月3日(火))現在、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、2020年3月24日(火)に株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄に指定される予定でありませ

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹会社である株式会社SBI証券が当社株主から46,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、46,500株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券に上記当社株主から借入れた株式(以下、「借入株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、当社は2020年3月3日(火)開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式46,500株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、2020年4月22日(水)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1.

また、株式会社SBI証券は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2020年4月15日(水)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。(注)2.)、借入株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。株式会社SBI証券がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、株式会社SBI証券の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、株式会社SBI証券は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、株式会社SBI証券は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

株式会社SBI証券が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、株式会社SBI証券はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、株式会社SBI証券による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、株式会社SBI証券は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注)1. 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 46,500株
(2) 払込金額の決定方法	発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。
(3) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(4) 割当先	株式会社SBI証券
(5) 申込期間(申込期日)	2020年4月15日(水)
(6) 払込期日	2020年4月22日(水)
(7) 申込株数単位	100株

2. シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が2020年3月10日(火)の場合、「2020年3月14日(土)から2020年4月12日(日)までの間」

発行価格等決定日が2020年3月11日(水)の場合、「2020年3月17日(火)から2020年4月15日(水)までの間」

発行価格等決定日が2020年3月12日(木)の場合、「2020年3月18日(水)から2020年4月15日(水)までの間」

となります。

3 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である遠藤孝及び貸株人である玉田宏一並びに当社株主であるララコーポレーション株式会社は、株式会社SBI証券に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は株式会社SBI証券に対し、ロックアップ期間中、株式会社SBI証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、株式会社SBI証券はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。



- ・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令(以下、「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下、「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(2)又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(3)の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家がその行った空売り(2)に係る有価証券の借入れ(3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、2020年3月4日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が2020年3月10日から2020年3月12日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

・先物取引

・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り

・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

2. 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.hyperpc.co.jp/ir/>)(以下、「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

- ・表紙の次に、以下に掲げる「1 会社概要」から「4 業績等の推移」までの内容をカラー印刷したものを記載します。

1 会社概要

会社名	株式会社ハイパー
本社所在地	東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号
設立	1990年5月18日
代表者	代表取締役社長 玉田宏一
従業員数	連結259名(2018年12月末現在)
関係会社	株式会社リステック、株式会社みらくる、マルチネット株式会社、株式会社セキュリティア

2 沿革

1990年 5月	電話一体型簡易通信端末「テレメーション」の普及のための企画及びビジネスホン、ファクシミリ、複写機の販売を事業目的として、東京都渋谷区にハイパーコンセプト株式会社を設立
1993年 6月	神田営業所を新設し、パソコン事業に参入
1993年11月	パソコン・マルチメディアショップ「LITS FACTORY」を出店。当社オリジナルDOS/Vパソコン「FACTORY」シリーズを発表
1994年 7月	コンパクト専門店「SOUTH WIND」を出店
2001年12月	アスクル事業に本格進出
2006年 9月	ジャスダック証券取引所(現東京証券取引所JASDAQ)に株式を上場
2009年 9月	商号を株式会社ハイパーに変更 本社を東京都中央区日本橋堀留町2-9-6(現在地)に移転
2011年 6月	大阪支店及び広島支店を開設
2012年 4月	小規模企業向けにサーバ等の情報通信機器の販売を行う連結子会社「株式会社リステック」を設立
2014年 8月	名古屋支店を開設
2016年 1月	放課後等デイサービス事業等を行う連結子会社「株式会社みらくる」を設立
2017年 7月	「マルチネット株式会社」の全株式を取得し、子会社化
2017年 9月	福岡支店を開設
2018年 1月	セキュリティに特化したソフトウェア製品の販売事業を行う連結子会社「株式会社セキュリティア」を設立
2019年 3月	東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)から同取引所市場第二部へ市場変更

3 事業の内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社4社の計5社で構成され、ITサービス事業、アスクルエージェント事業を主たる業務としております。当社グループの事業内容は次のとおりであります。

(1) ITサービス事業

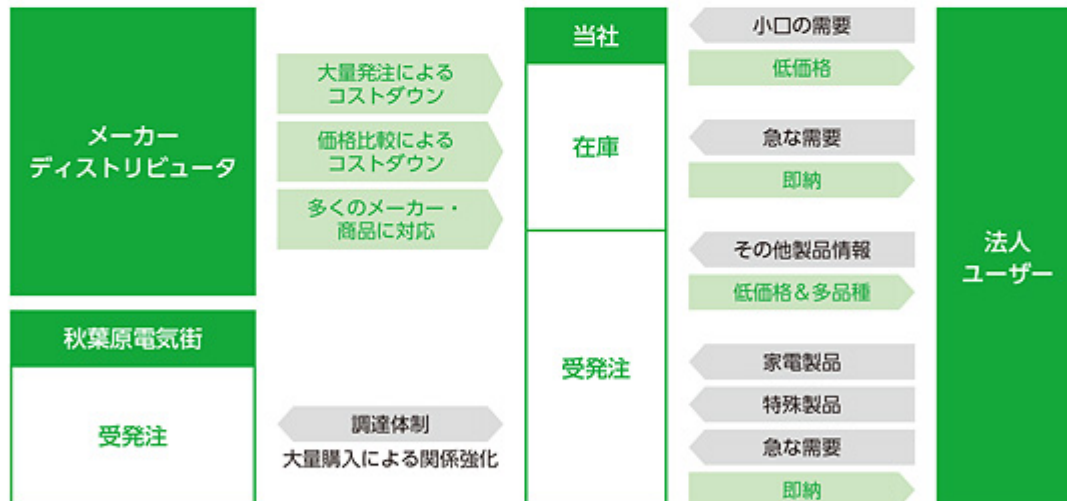
①コンピュータ事業

法人ユーザー（主に上場企業及びその関連会社、従業員が100人以上でかつ情報システム担当者が設けられている法人）、システムインテグレータ、その他販売店等をターゲットとして、サーバ、コンピュータをはじめ、プリンタ、トナー、周辺機器、ネットワーク関連機器、ビジネス用ソフトウェア等を販売しております。ユーザーのニーズに合わせ、様々なメーカーの製品からそれぞれ優れたものを選んで組み合わせ、販売するマルチベンダーであります。

また、当社グループは売れ筋商品を大量に仕入れることによって、低価格での販売と早い納品体制を作っております。企業の部署単位での入れ替え、機器の故障、従業員の増加、部署移転などに伴う小規模及び随時の需要に注目し、電子メール及びFAXにて頻繁に価格情報を提供することにより、ユーザーに需要が発生した際に即時に受注につながる体制を作っております。

当社の強み

売れ筋商品の大量仕入れにより、低価格を実現。在庫を持つことによる即納体制。



取扱商品

オフィスPCサプライを幅広く取り扱いいたします。



②サービス&サポート事業

コンピュータ事業において取引を開始したユーザーを中心に、オフィス全般の設置保守業、LAN配線等のネットワークインフラ構築、電話配線作業、オフィスレイアウト、ヘルプデスクの運営、デジタルコンテンツの制作等の付加価値の高いサービス提供を行っております。また、当社グループは、中小企業様向けセキュリティシステム等の製造・企画・販売、ITコンサルティング、セキュリティ対策等、より専門性の高いサービスの提供も行っております。

サーバ構築

ファイルサーバ、認証サーバ (Active Directory)、基幹業務 (勘定奉行・PCA会計等) サーバ等、各種サーバの構築及び設置・設定を承ります。Hyper-VやVMwareを利用した仮想化導入による統合・冗長化・BCP対応もおまかせ下さい。

ネットワーク構築

新規ネットワーク構築から既存ネットワークの最適化まで、安全で快適なネットワーク環境を提供いたします。VLANやL3によるセグメント分け、VPN構築、法人向け無線LANなど、マルチに対応可能です。

セキュリティ対策

各種UTM装置やSPAM対策装置、ウイルス対策ソフトやログ監視ソフト等を導入し、安全・安心なビジネス環境の実現をお手伝いします。

クライアントPC設置・設定

お客様のご要望に合わせ、マスタPCの作成、キッティング作業や個別設定の他、現地でのセットアップ、接続作業を行います。データ移行やOSアップ (ダウン) グレード作業もおまかせ下さい。

システム運用・保守

お客様のシステム環境の安定稼働を実現するためのシステム運用代行や、トラブルに対するリモートやオンサイトでの障害復旧支援等、情報システム担当者様の負担軽減のお役に立ちます。

システム導入支援

基幹業務システム、IT資産管理・セキュリティ統合管理システム他、各種システムの商品選定からサーバ設計・構築・導入支援まで、幅広く対応いたします。

クラウドサービス

物理的な資産を持たずに必要な時に必要な機能だけを利用できるクラウドサービス。ハイパーでは各種クラウドサービスの取り扱い、導入支援を行っています。

デジタルコンテンツ制作

コーポレートサイトをはじめとする企業のイメージアップや販売促進に貢献するウェブサイトの企画制作・運用、デジタルサイネージの映像コンテンツ制作からシステム設計・構築・運用までトータルにプロデュースいたします。



オフィス転移

煩雑な**オフィスの移転**の進行業務。ハイパーではプロジェクトマネージャーがすべての状況を正確に把握しながら、スムーズな進行をサポートいたします。また、移転後の**原状回復工事**もローコスト且つ信頼の技術で提供いたします。**不要となったPCや周辺機器、オフィス家具の回収**もおまかせ下さい。



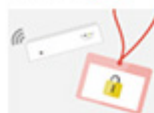
レイアウト変更

お客様のご要望はもちろん、企業イメージ、効率性や働きやすさなど様々な視点から、**レイアウトデザイン・設計**プランをご提案いたします。



各種工事・ファシリティ施工管理

多数の協力会社との密接な連携を発揮して、**内装工事**を中心に、**電気・電話・電源・照明・空調工事**や、**映像・音響関連**など、オフィスや店舗内のあらゆる工事に対応しています。



オフィスセキュリティ・ネットワーク構築

オフィスの移転やレイアウト変更に伴う**ネットワークの設計、LAN配線・設定作業**や、**入退室管理等物理セキュリティの構築**などのインフラに精通しています。丸ごとおまかせ下さい。



国内主要オフィス家具メーカーの取り扱いが可能

コクヨ・オカムラ・イトーキ・プラス・イナバ・ウチダなど国内主要オフィス家具メーカーの製品を取り扱っています。

(2) アスクルエージェント事業

アスクル株式会社が行っている通信販売事業「ASKUL」の代理店業務、事務用品、オフィス家具等の販売を行っております。ITサービス事業によって取引を開始したユーザーをはじめ、中小事業所から大手企業に対して、インターネット経由並びにFAXでの注文によるオフィス関連用品の翌日配送（一部、当日配送）サービスを提供しております。

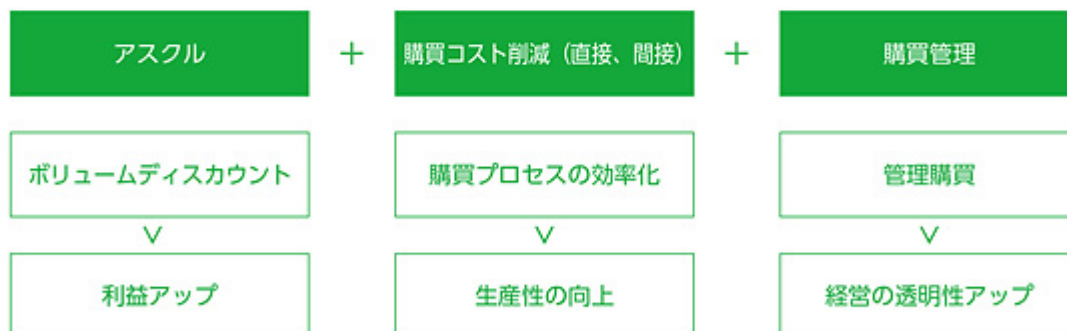
アスクルの基本サービス



ソロエルアリーナ

ソロエルアリーナとは、通常のアスクルサービスを企業様の視点でさらに追求し、「購買コスト削減」と「購買管理」を付加したインターネットによる一括購買システムです。

全国に拠点多い企業様、数多くの部門が個別に注文している企業様で、全体の購買規模が大きく購買コストの抑制が必要な企業にお勧めするシステムです。



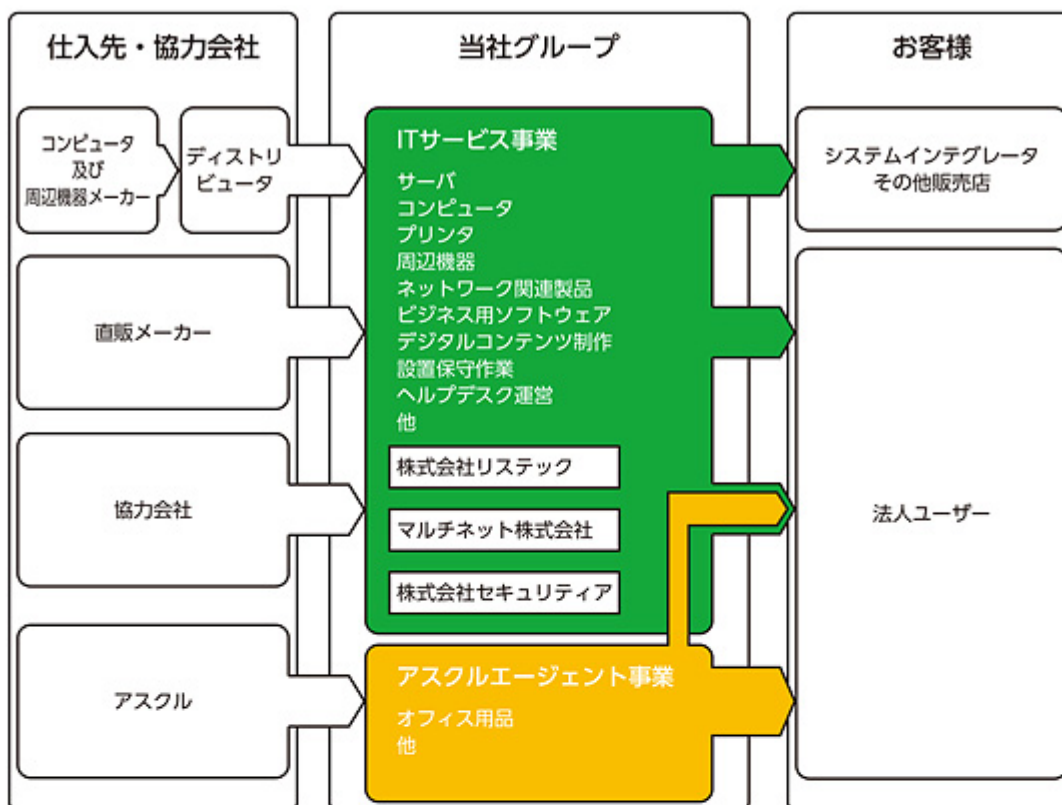
(3) その他

当社グループが行っている就労移行支援事業及び放課後等デイサービス事業等を含んでおります。

事業内容と各社の当該事業にかかる位置付け及びセグメントの関係は、次のとおりであります。

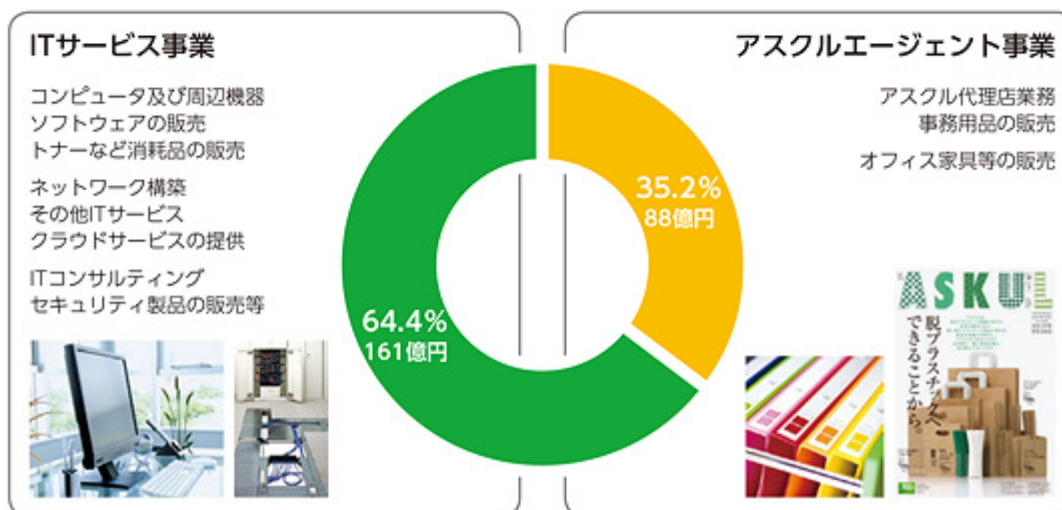
セグメント名称		主要商品・サービス	主要な会社
セグメント	主な事業内容		
ITサービス事業	コンピュータ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ及び周辺機器の販売 ・通信機器、事務機器、オフィスオートメーション機器の販売 ・情報処理サービス業及びソフトウェアの企画・開発・販売 	当社
	サービス&サポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ及びその周辺機器の設置設定・保守 ・通信機器、事務機器、オフィスオートメーション機器の設置・保守 ・セキュリティ対策ソリューションの企画・販売・導入サービス 	当社
		<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業様向けセキュリティシステム等の製造・企画・販売 	株式会社 リストック
		<ul style="list-style-type: none"> ・ITコンサルティング、ネットワークシステムの構築・保守 	マルチネット 株式会社
		<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティに特化したソフトウェア製品の販売 	株式会社 セキュリティア
アスクルエージェント事業	アスクルエージェント事業	<ul style="list-style-type: none"> ・アスクルシステムの代理店業務、事務用品、オフィス家具等の販売 	当社
その他	就労移行支援事業及び放課後等デイサービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・就労に必要な知識・能力の向上を目的とした訓練や準備、就職活動支援及び就職後の職場定着支援 ・日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練 	株式会社 みらくる

事業系統図は、次のとおりであります。



セグメント別売上高及び売上構成比

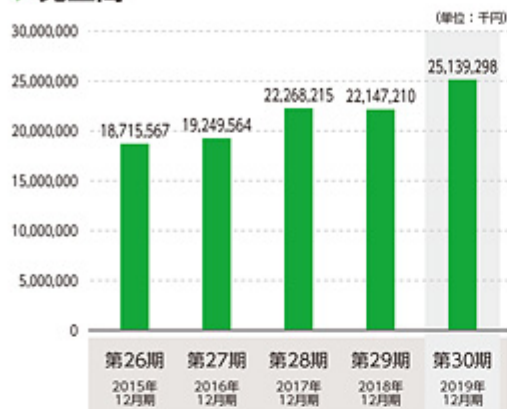
2019年12月期
売上高251億円



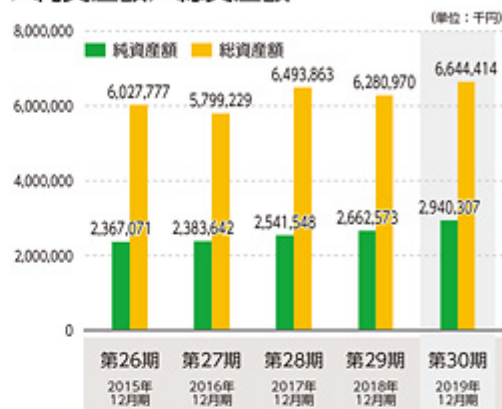
(注) 2020年2月14日発表の決算短信の数値です。

4 業績等の推移

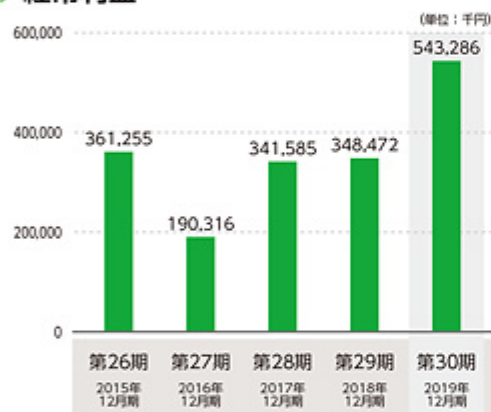
▶売上高



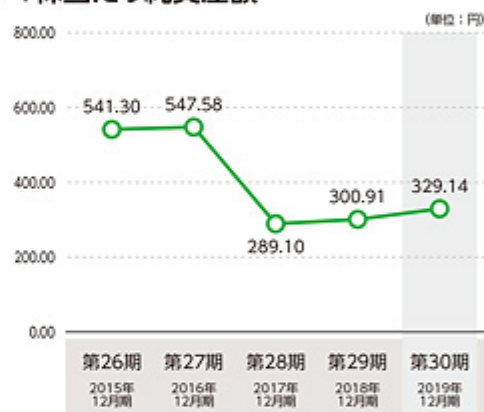
▶純資産額/総資産額



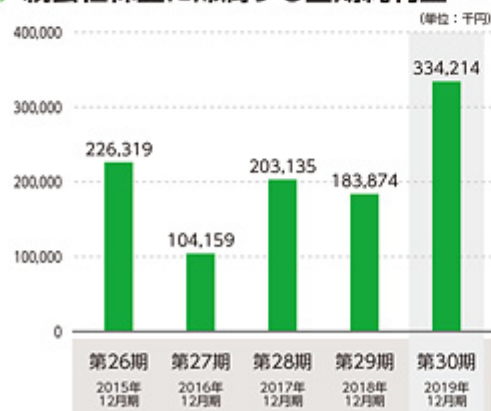
▶経常利益



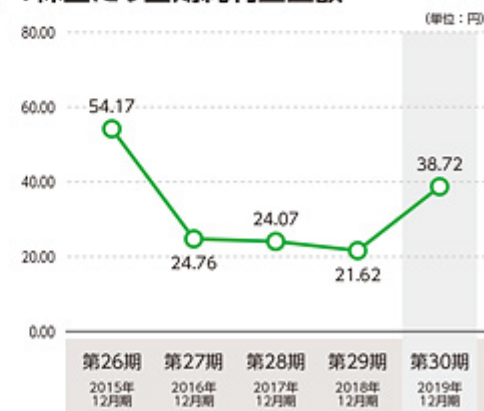
▶1株当たり純資産額



▶親会社株主に帰属する当期純利益



▶1株当たり当期純利益金額



(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は、2016年1月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株

当たり当期純利益金額を算定しております。

3 当社は、2018年7月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株

当たり当期純利益金額を算定しております。

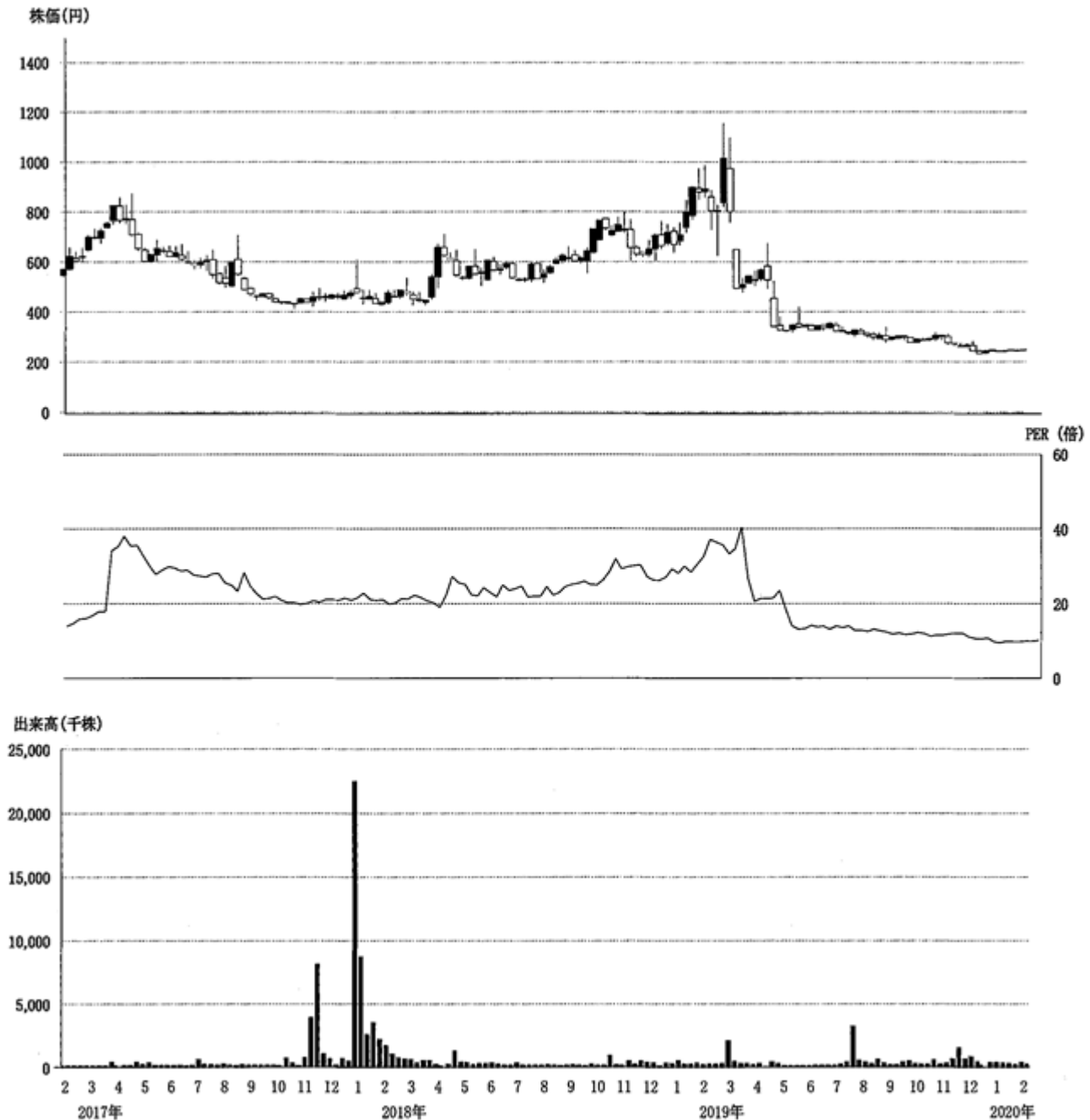
4 第30期は、2020年2月14日発表の決算短信の数値です。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[株価情報等]

1 【 株価、P E R 及び株式売買高の推移 】

2017年2月27日から2020年2月21日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



(注) 1 . 当社は、2018年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っており、株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注)2乃至4に記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。

2 . ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、2018年7月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を2で除して得た数値を株価としております。

・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。

・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

3. P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

・週末の終値については、2018年7月1日付株式分割の権利落ち前は当該終値を2で除して得た数値を週末の終値としております。

・1株当たり当期純利益は、以下の値を使用しております。

2017年2月27日から2017年12月31日については、2017年3月23日提出の有価証券報告書の2016年12月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を2で除した数値を使用。

2018年1月1日から2018年12月31日については、2018年3月23日提出の有価証券報告書の2017年12月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を2で除した数値を使用。

2019年1月1日から2019年12月31日については、2019年3月27日提出の有価証券報告書の2018年12月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2020年1月1日から2020年2月21日については、2020年2月14日に公表した2019年12月期の未監査の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

4. 株式売買高については、2018年7月1日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買に2を乗じて得た数値を株式売買高としております。

2【大量保有報告書等の提出状況】

2019年9月3日から2020年2月21日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載した「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以後本有価証券届出書提出日(2020年3月3日)までの間において、以下の追加が生じております。以下の内容は、当該追加部分のみを記載したもので、本有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2020年3月3日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。
(追加事項)

資金使途について

今回、当社が計画している公募増資による資金調達は、年度末に向けた商品の在庫積み増し資金に充当する予定です。しかしながら、市況の状況によっては計画通り在庫を確保できない可能性があります。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第29期事業年度)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2020年3月3日)までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、2019年3月29日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 提出理由

2019年3月27日開催の当社第29回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(2) 報告内容

株主総会が開催された年月日

2019年3月27日

決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金4円50銭 総額 38,403,108円

ロ 効力発生日
2019年3月28日

第2号議案 取締役7名選任の件

玉田宏一、望月真貴子、江守裕樹、松村雅浩、田邊浩明、宮澤敏及び安達敏男を取締役に選任するものであります。

第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成 (反対)割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	66,638	122	-	(注)1	可決 99.82
第2号議案 取締役7名選任の件					
玉田 宏一	64,270	2,496	-	(注)2	可決 96.26
望月 真貴子	66,367	399	-	(注)2	可決 99.40
江守 裕樹	66,466	300	-	(注)2	可決 99.55
松村 雅浩	66,366	400	-	(注)2	可決 99.40
田邊 浩明	66,464	302	-	(注)2	可決 99.55
宮澤 敏	66,451	315	-	(注)2	可決 99.53
安達 敏男	66,527	239	-	(注)2	可決 99.64
第3号議案 取締役に對する株式報酬の額及び 内容決定の件	64,131	2,635	-	(注)1	可決 96.05

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

3 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の第29期有価証券報告書に記載された資本金等について、当該当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2020年3月3日)までの間において、以下のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2019年3月28日～ 2020年1月31日	158,200	8,840,600	18,084	332,428	18,084	282,440

(注) 新株予約権の行使による増加

4 最近の業績の概要

第30期事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)の業績の概要

2020年2月14日開催の当社取締役会において承認された第30期連結会計年度に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領していません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,107,351	2,256,199
受取手形及び売掛金	2,994,324	3,257,006
電子記録債権	118,242	113,975
商品	393,707	385,024
その他	70,628	64,211
貸倒引当金	9,704	11,658
流動資産合計	5,674,550	6,064,759
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	31,902	31,555
工具、器具及び備品(純額)	14,731	25,003
有形固定資産合計	46,634	56,559
無形固定資産		
のれん	153,645	109,746
顧客関係資産	72,000	48,000
その他	104,603	82,242
無形固定資産合計	330,248	239,989
投資その他の資産		
投資有価証券	35,160	99,424
繰延税金資産	66,144	67,371
その他	213,419	192,910
貸倒引当金	85,187	76,599
投資その他の資産合計	229,536	283,107
固定資産合計	606,419	579,655
資産合計	6,280,970	6,644,414
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,531,403	2,897,088
短期借入金	100,000	50,000
1年内返済予定の長期借入金	324,648	184,328
未払法人税等	85,540	149,263
賞与引当金	68,974	83,101
その他	221,422	231,715
流動負債合計	3,331,989	3,595,497
固定負債		
長期借入金	238,028	53,700
退職給付に係る負債	20,810	21,950
役員株式給付引当金	-	5,989
資産除去債務	26,628	26,969
その他	940	-
固定負債合計	286,407	108,609
負債合計	3,618,396	3,704,107

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	312,682	331,534
資本剰余金	282,883	329,461
利益剰余金	2,002,792	2,259,003
自己株式	32,053	59,803
株主資本合計	2,566,305	2,860,195
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,640	3,557
その他の包括利益累計額合計	1,640	3,557
新株予約権	94,626	76,554
純資産合計	2,662,573	2,940,307
負債純資産合計	6,280,970	6,644,414

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	22,147,210	25,139,298
売上原価	19,045,805	21,843,289
売上総利益	3,101,404	3,296,008
販売費及び一般管理費	2,756,442	2,751,135
営業利益	344,961	544,873
営業外収益		
受取利息	503	744
受取配当金	753	783
広告料収入	1,500	1,800
受取手数料	1,175	766
助成金収入	1,782	-
その他	3,102	2,506
営業外収益合計	8,817	6,600
営業外費用		
支払利息	4,186	2,632
支払手数料	986	-
固定資産除却損	135	5,555
その他	0	-
営業外費用合計	5,307	8,187
経常利益	348,472	543,286
特別利益		
新株予約権戻入益	-	8,133
特別利益合計	-	8,133
特別損失		
減損損失	5,258	6,105
特別損失合計	5,258	6,105
税金等調整前当期純利益	343,213	545,314
法人税、住民税及び事業税	157,599	214,113
法人税等調整額	1,739	3,013
法人税等合計	159,339	211,100
当期純利益	183,874	334,214
親会社株主に帰属する当期純利益	183,874	334,214

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
当期純利益	183,874	334,214
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,519	1,916
その他の包括利益合計	3,519	1,916
包括利益	180,354	336,131
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	180,354	336,131
非支配株主に係る包括利益	-	-

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	306,768	276,969	1,897,543	32,053	2,449,228
当期変動額					
新株予約権の行使	5,914	5,914			11,828
剰余金の配当			78,625		78,625
親会社株主に帰属する当期純利益			183,874		183,874
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	5,914	5,914	105,249	-	117,077
当期末残高	312,682	282,883	2,002,792	32,053	2,566,305

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	5,160	5,160	87,158	2,541,548
当期変動額				
新株予約権の行使			5,724	6,103
剰余金の配当				78,625
親会社株主に帰属する当期純利益				183,874
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,519	3,519	13,192	9,673
当期変動額合計	3,519	3,519	7,467	121,025
当期末残高	1,640	1,640	94,626	2,662,573

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	312,682	282,883	2,002,792	32,053	2,566,305
当期変動額					
新株予約権の行使	18,851	18,851			37,703
剰余金の配当			78,003		78,003
親会社株主に帰属する当期純利益			334,214		334,214
自己株式の取得				59,694	59,694
自己株式の処分		27,726		31,944	59,670
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	18,851	46,577	256,211	27,750	293,889
当期末残高	331,534	329,461	2,259,003	59,803	2,860,195

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,640	1,640	94,626	2,662,573
当期変動額				
新株予約権の行使			26,183	11,519
剰余金の配当				78,003
親会社株主に帰属する当期純利益				334,214
自己株式の取得				59,694
自己株式の処分				59,670
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,916	1,916	8,111	10,028
当期変動額合計	1,916	1,916	18,072	277,734
当期末残高	3,557	3,557	76,554	2,940,307

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	343,213	545,314
減価償却費	79,113	68,141
減損損失	5,258	6,105
のれん償却額	43,898	43,898
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,509	8,539
賞与引当金の増減額(は減少)	2,005	14,127
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	2,819	1,140
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	-	5,989
受取利息及び受取配当金	1,256	1,527
支払利息	4,186	2,632
株式報酬費用	13,192	16,244
固定資産除却損	135	5,555
新株予約権戻入益	-	8,133
売上債権の増減額(は増加)	126,256	265,000
たな卸資産の増減額(は増加)	288,359	9,046
仕入債務の増減額(は減少)	299,901	365,684
未払消費税等の増減額(は減少)	12,613	2,678
その他	24,356	36,395
小計	563,169	851,476
利息及び配当金の受取額	1,254	1,445
利息の支払額	4,124	2,517
法人税等の支払額	196,921	153,391
営業活動によるキャッシュ・フロー	363,378	697,012
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	5,615	24,132
無形固定資産の取得による支出	44,488	26,593
投資有価証券の取得による支出	1,215	61,500
その他	1,569	1,859
投資活動によるキャッシュ・フロー	52,889	114,086
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	100,000	50,000
長期借入れによる収入	300,000	-
長期借入金の返済による支出	380,217	324,648
ストックオプションの行使による収入	6,103	11,519
配当金の支払額	77,716	77,471
自己株式の処分による収入	-	59,670
自己株式の取得による支出	-	59,694
財務活動によるキャッシュ・フロー	51,830	440,624
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	258,659	142,301
現金及び現金同等物の期首残高	1,838,692	2,097,351
現金及び現金同等物の期末残高	2,097,351	2,239,652

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

(役員に対する株式報酬制度について)

当社は、当社取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「役員向け株式交付信託」を導入しております。

イ. 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」という。)が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役にに対して交付される株式報酬制度です。

また、本制度は2019年3月28日から2025年3月の定時株主総会終結の日までの6年間の間に在任する当社取締役に対して当社株式が交付されます。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

ロ. 会計処理

株式交付信託については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じて、総額法を適用しております。

ハ. 信託が保有する自己株式

当連結会計年度末において、株式交付信託が保有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しており、帳簿価額59,670千円、株式数は130,000株であります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主に「ITサービス事業」、「アスクルエージェント事業」により構成されているため、この2つの事業を報告セグメントとしております。

「ITサービス事業」は、主にコンピュータ、プリンター等の販売及びそれに付帯する設置保守のサービス等を行っており、「アスクルエージェント事業」は、主にアスクル代理店を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)2	合計	調整額	連結財務 諸表計上額 (注)1
	ITサー ビス事業	アスクル エー ジェ ント 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	13,695,255	8,404,626	22,099,881	47,328	22,147,210	-	22,147,210
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	13,695,255	8,404,626	22,099,881	47,328	22,147,210	-	22,147,210
セグメント利益又は損失 ()	256,300	113,503	369,804	24,842	344,961	-	344,961
その他の項目							
減価償却費	45,702	32,544	78,247	865	79,113	-	79,113
のれんの償却額	43,898	-	43,898	-	43,898	-	43,898

(注)1 セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益であります。

2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、就労移行支援事業及び放課後等デイサービス事業等を含んでおります。

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)2	合計	調整額	連結財務 諸表計上額 (注)1
	ITサー ビス事業	アスクル エージェント 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	16,196,040	8,860,971	25,057,012	82,286	25,139,298	-	25,139,298
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	16,196,040	8,860,971	25,057,012	82,286	25,139,298	-	25,139,298
セグメント利益	415,236	124,693	539,929	4,943	544,873	-	544,873
その他の項目							
減価償却費	36,610	31,059	67,670	471	68,141	-	68,141
のれんの償却額	43,898	-	43,898	-	43,898	-	43,898

(注)1 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益であります。

2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、就労移行支援事業及び放課後等デイサービス事業等を含んでおります。

[関連情報]

前連結会計年度(自2018年1月1日 至2018年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自2019年1月1日 至2019年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

	ITサービス 事業	アスクルエー ジェント事業	その他(注)	全社・消去	合計
減損損失	-	-	5,258	-	5,258

(注)「その他」の金額は、放課後等デイサービス事業に係るものであります。

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位:千円)

	ITサービス 事業	アスクルエー ジェント事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	6,105	-	-	-	6,105

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

	ITサービス 事業	アスクルエー ジェント事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	43,898	-	-	-	43,898
当期末残高	153,645	-	-	-	153,645

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位:千円)

	ITサービス 事業	アスクルエー ジェント事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	43,898	-	-	-	43,898
当期末残高	109,746	-	-	-	109,746

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	300円91銭	329円14銭
1株当たり当期純利益金額	21円62銭	38円72銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	20円38銭	37円40銭

(注) 1. 2018年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

2. 株主資本において自己株式に計上されている役員向け株式交付信託に残存する自己株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

なお、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度は130,000株であります。

3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	183,874	334,214
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	183,874	334,214
期中平均株式数(株)	8,505,427	8,631,678
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	516,651	304,485
(うち新株予約権(株))	(516,651)	(304,485)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	2018年9月12日開催の取締役会の決議による株式会社ハイパー第11回新株予約権(普通株式109,100株)	2018年9月12日開催の取締役会の決議による株式会社ハイパー第11回新株予約権(普通株式105,200株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第29期)	自 2018年1月1日 至 2018年12月31日	2019年3月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第30期第3四半期)	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	2019年11月8日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を利用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年3月27日

株式会社ハイパー

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野木 幹 久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 広 幸 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハイパーの2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハイパー及び連結子会社の2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ハイパーの2018年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ハイパーが2018年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年3月27日

株式会社ハイパー

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野木 幹 久 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 広 幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハイパーの2018年1月1日から2018年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハイパーの2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月8日

株式会社ハイパー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野木 幹 久 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 広 幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハイパーの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年1月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ハイパー及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。